

平成 24 年 5 月 24 日

企業結合（ステップ２） 支配の喪失の検討

１．前回の委員会で聞かれた主な意見

- 段階取得の取扱いの検討当時の考え方を再確認したうえで、これと整合性を取る必要があるか否かという観点から検討してはどうか。
- 企業経営の実態を考慮すると、子会社から関連会社になる場合は投資が継続していると考えることが自然であり、投資の継続性を前提とした評価の方が良いのではないか。
- 段階取得について、連結上は投資の継続よりも支配の獲得を重視し、これをトリガーにして投資の清算と捉える整理を行った。支配の喪失もこれを前提に検討していくのが基準開発にあたっての整合的な対応ではないか。
- 連結上、子会社から関連会社への変更は、投資の継続というよりも企業グループの再編成であり、投資先への残存投資を時価で評価する方がよりレリバントな情報を与えるのではないか。

上記を踏まえ、企業結合（ステップ１）において、段階取得の取扱いを改正した経緯を整理した。

２．段階取得の検討経緯について

（段階取得に係る平成 20 年改正会計基準の検討過程）

	公開草案 (連単共通)	最終基準	
		連結財務諸表	個別財務諸表
関連会社から子会社	帳簿価額	時価※公開草案から修正	帳簿価額
その他の会社から子会社	時価	時価	帳簿価額※公開草案から修正

（１）公開草案における検討

- 平成 20 年改正基準の公開草案では、これまでの考え方も有力であるものの、下記の考え方を採っている国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、取得が複数の取引により達成された場合の被取得企業又は取得した事業の取得原価であっても、原則として、取得時点における取得の対価となる財の時価で算定し、当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は損益として処理するものとした。
- ✓ 企業が他の企業を支配することとなるという事実は、当該企業の株式を単に追加

取得することとは大きく異なるものであるため、被取得企業の取得原価は、過去から所有している株式の原価の累積額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方がある。すなわち、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられるため、企業結合時点での時価を新たな投資原価とすべきとするものである。

- ただし、被取得企業が支配を獲得される前において取得企業の関連会社であった場合には、その後支配を獲得するに至っても事業投資という性格は変わらず、当該被取得企業に対する投資は継続していると考えられる。このため、この場合には、これまでと同様に、支配を獲得する直前の被取得企業に対する投資に係る適正な帳簿価額と支配を獲得することとなった取引の支払対価となる財の時価との合計額をもって取得原価とすることとした。この取扱いは、事業分離により分離先企業が関連会社となる場合における分離元企業の会計処理について、事業分離により分離先企業が子会社となる場合と同様に、移転された事業に関する投資は継続していることが適当であるとする事業分離等会計基準の考え方とも整合するものである。

（２）最終基準における検討

①個別財務諸表の取扱い

- 平成 20 年改正基準の公開草案に対するコメントとして、段階取得によって支配を獲得しても、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなせない場合も多く、投資は継続していると考えの方が適当であるという意見が寄せられた。一方、連結財務諸表における取扱いとしては、国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視した公開草案の定めに肯定的な意見も寄せられた。
- これらのコメントを踏まえたその後の審議においては、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないものの、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視した。すなわち、平成 20 年改正基準では、段階取得における被取得企業の取得原価は、個別財務諸表においては従来どおり支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定するが、連結財務諸表においては支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定することとした。
- 段階取得における平成 20 年改正基準の取扱いは、関連会社株式について、個別財務諸表では金融商品会計基準に従って取得原価をもって貸借対照表価額とするものの、連結財務諸表では持分法会計基準に従って持分法により評価することに類似していると考えられるとしている。ただし、企業結合を巡る国内外の環境の相違にも関連するも

のとも考えられるため、今後、必要に応じて見直すことが適当であるとしている。

②関連会社から子会社となる場合の取扱い

- 平成 20 年改正基準の公開草案に対するコメントとして、事業分離により分離先企業が関連会社となる場合における分離元企業の会計処理を見直す前であっても、連結財務諸表では国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視すべきであるという意見も寄せられたことを踏まえ、その後、慎重に審議を行った。
- 事業分離等会計基準では、「移転された事業に対する分離元企業の支配の喪失により、その投資に対するリスクから解放され、移転損益を認識する」考え方も有力であるが、関連会社株式は子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資とする金融商品会計基準の取扱いや、持分法は連結（完全連結）のいわば簡便的な会計処理であるととらえられている連結会計基準や持分法会計基準の取扱いから、分離先企業が子会社となる場合と同様に、「移転された事業に対する分離元企業の事業投資という性格は継続しており、当該事業投資のリスクから解放されていないため、移転損益を認識しない」考え方が他の会計基準と整合的であるとしている。
- しかし、平成 20 年改正基準では、他の会計基準等を含む体系への影響について引き続き検討するものの、関連会社株式に係る個別財務諸表と連結財務諸表における取扱いを勘案し、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、段階取得における被取得企業が取得企業の関連会社であった場合の投資についても国際的な会計基準における会計処理と同様に取り扱うこととした。

ディスカッション・ポイント

- ✓ **企業結合（ステップ 1）における段階取得の検討経緯を踏まえた場合、支配喪失の取扱いについてどう考えるか。**

以 上

（参考資料）平成 20 年改正基準公開草案に寄せられたコメント（抜粋）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
段階取得における会計処理		
1) 被取得企業が関連会社であった場合についても時価で算定する考え方	被取得企業が関連会社であった場合は、それまでの投資にかかる帳簿価額と支配を獲得することになった取引の財の時価の合計額を取得原価とすることとなっているが、これは、関連会社であった場合には、その後支配を獲得するに至っても事業投資という性格は変わらず、投資は継続していると考えられるためである。しかし、今回の改正は、支配獲得により、投資の実態や本質が変わったとみなし、投資が清算され、改めて投資を行ったと考えることから、企業結合日の時価を投資原価とすることに変更したものである。関連会社から子会社になった場合も子会社（支配獲得）となった事実は同じであるから、同様に考えるべきではないかと思われる。したがって、関連会社を支配獲得した場合も、支配獲得時の時価で評価することがよいと思われる。 関連会社株式として保有していた場合の例外規定を設けることの是非を再検討すべきと考える。現行の事業分離等会計基準第 20 項（1）においては、事業分離により関連会社となる場合については、投資が継続していることから移転損益を認識しないという考え方がとられており、上記、関連会社株式として保有していた場合の例外規定も、それとの整合性から設けられたものとして、趣旨については理解できる。しかしながら、この例外規定を設けることは、「重要な影響」と「支配」という 2 つの基準を段階取得の会計処理に混在させることになり、支配のみを基準として投資の継続性を判断する国際的な会計基準との整合性が保たれないものとなると思われる。また、複数取引により取得を行なう場合に、このような例外規定を設けると、一旦関連会社化を行なうかどうかによって損益に影響が生じることも考えられる。したがって、事業分離等会計基準における関連会社化した場合の投資の継続性についての考え方も含めて、このような例外処理を設けることについての是非を再検討すべきと考	コメントを踏まえて慎重に審議した結果、段階取得における被取得企業が関連会社であった場合についても、同様の取扱いとすることとした（企業結合会計基準第 93 項）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	える。 国際的な会計基準では、支配を獲得する前の被取得企業のステータスに拘らず、被取得企業又は取得した事業の取得原価であっても、取得時点における取得の対価となる財の時価で算定し、当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は損益として処理する。一方、今回の企業結合会計基準案では、支配を獲得する前の被取得企業が関連会社であった場合には、「事業投資の継続」の観点から上記原則処理を採らず、取得原価は支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額のままとすることとしている。今回の企業結合会計基準案ではその基準差異が解消されていないが、支配獲得時をもって重要な変化があったと見なす国際的な会計基準の方が合理的であると考えられることから、国際的な会計基準に取り扱いを合わせるべきであるとする。また、この例外規定の背景には、国際的な会計基準が「支配獲得の有無」を重視しているのに対し、日本基準ではそれ以上に「事業投資の継続性」を重んじた結果と考えるが、その理由を明確にして戴きたい。 今回の企業結合会計基準案では、国際的な会計基準と歩調を合わせるとしながらも、「関連会社株式から子会社株式への段階取得」については例外的な扱いとなっており、これにより生じる基準差の将来的な影響（実務負担）を懸念している。従い、本件は「支配獲得日で再測定」することも選択適用できる形にしてはどうかと考える。将来的には「関連投資からの支配獲得」も含め、国際的な会計基準とコンバージェンスされるか否かという今後の方向感についても明示して戴きたい。 支配を取得するに当たり、段階取得における被取得企業の取得原価は、被取得企業が関連会社の場合を除き、取得時点における取得の対価となる財の時価で算定することに変更されたが、関連会社を例外とする規定は削除すべきである。いわゆる東京合意に基づき、平成 20 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして取り上げられた企業結合（連結を含む。）	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	に関する会計処理について検討を行った結果、まとめられたものであるから、国際的な会計基準の考え方に沿った内容とし、例外的な会計処理は認めるべきではないと考える。 また、例外的な会計処理を認めることは、複数取引によって支配を取得するときに、関連会社を経て行われる場合とそうでない場合では、損益に影響を与えることとなり、恣意的に損益を調整する余地を認めることにもなる。したがって、例外的な会計処理を認めず、全面的に国際的な会計基準の考え方を採用すべきである。	
2) 関連会社となった場合との整合性	企業結合会計基準案第 25 項は、被取得企業が関連会社である場合には、過去の投資額をその取引時点の時価（取引ごとの原価）の合計額をもって算定するのに対し、被取得企業が関連会社でない場合には、支配をした時点の時価をもって過去の投資額を算定するものとし、当該時価と過去の投資額の合計額との差額を損益として処理するものとしている。その一方で、持分法会計基準案第 26－3 項は、持分法適用会社に対する投資が段階的に行われている場合には、これまでと同様に、原則として、投資日ごとの原価とこれに対する被投資会社の資本との差額は、のれん又は負ののれんとして処理するものとしている。このため、一定（議決権割合が 20%未満）の投資を行っている会社の支配を獲得する場合、一旦、その会社の議決権割合を 20%以上としその後支配を獲得する場合と、一気に支配を獲得する場合とでは、会計処理方法が異なることになる。確かに、企業結合会計基準案第 87 項が指摘するように、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとみなすことができるかもしれないが、そうであるならば、影響力を獲得した時点でも過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったと考えるべきである。しかし、そのような処理は要求されていない。このような取扱いの違いを設けた理由が明確でないので、この点についての説明を企業結合会計基準又は持分法会計基準案においてすべきである。	
3) 現行のまま	日本における企業集団の形成は欧米とは異なり段階的な株式取得によるケースが多く見ら	段階取得により支配を獲得した

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
とする考え方	れる。10%程度の投資会社が、段階取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものであり、企業経営の実態とは乖離した考え方である。段階取得は明らかに投資の継続であり、我が国における経済的実態に関して平成15年会計基準において示された認識を変更する理由が存在しない以上、従来通り子会社株式は取得原価により評価されるべきであると考え。	事実をどのように捉えるかについては企業結合会計基準第88項及び第89項に記載のとおりであり、今回の見直しの理由も第90項に記載のとおりである。 なお、個別財務諸表上の取扱いは変更しないこととした（企業結合会計基準第90項から第92項）。
4) 損益ではなく純資産直入とする考え方	段階取得により支配獲得した株式を支配獲得時の時価で再評価することは財務情報として一定の意義があると考えられるが、評価差額を一時に損益計上するのではなく、以下の理由から資本直入といった他の処理方法も考えられるのではないかと。 ① 支配の獲得という事実がその投資の実態あるいは本質を大きく変えるものとの考えから、支配獲得時において、過去に取得した分も含め投資の再評価を行い、時価評価差額については一時に損益計上することが求められている。しかしながら、当該処理は、資産の価額は当該資産の取得原価を基礎とする取得原価主義会計のもと、従来から、原則として購買取引から損益は生じないと考えられてきた考えを大きく変えるものである。 ② 一気に支配獲得に至った場合に比べ、段階的に取得した結果支配獲得に至った場合は、企業にとっては投資が継続されていると考える方が自然でもあり、必ずしも支配獲得した時点で投資精算したと見なすことが経営実態と整合しているとは限らない。 ③ 収益の実現性という観点からは、例えば、「その他有価証券」の処理においては、企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させるため、時価評価が求められているものの、直ちに売買・換金を行うことには制約があるとして、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切でないとされている（金融商品に関する会計基準第77項）。同じような観点から、段階取得により支配獲得した時点で精算したとみなすものの、実	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	際に精算されたわけでもなく、また、子会社株式については通常直ちに売却を予定しているものでもないため、実現可能性の低い損益を支配獲得時に損益計上することは、適切でないとも考えられる。	
5) 損益処理について追加説明が必要	企業結合会計基準案第 25 項及び第 86 項～第 89 項について、損益処理については本邦の会計慣行上、広く浸透しているとは言い難く、当該処理に係る必然性・合理性を中心に、より説明を尽くすよう配慮すべきである。また、連結会計基準案第 61 項において、子会社株式の取得が複数の取引により達成された場合、時価と原価の差額は、連結財務諸表のみならず、個別財務諸表においても当期の損益として処理すると記載されている。従来処理（取得原価をベースとした処理）を変更する記載であるため、背景等を補足説明戴きたい。	
6) 個別財務諸表は異なった取扱いとする考え方	企業結合会計基準案第 25 項に「被取得企業の取得原価（第 23 項参照）と、当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、損益として処理する」との記載があるが、個別損益計算書には当該取扱いが適用しないものとしていただきたい。仮に、当該取扱いが避けられない場合であっても、法人税等の課税所得計算上は、損益が益金または損金の額に含まれないよう税務当局等と調整願いたい。当該取扱いにより利益が発生した場合には、売却を行うことなく含み益が実現する。当該利益は分配可能額を構成することから、それが流出した場合には企業の実態資本維持に及ぼす影響が大きいと考えられる。また、仮に、わが国において IFRS の全面適用により当該取扱いが不可避になるとしても、連単分離（連結のみに IFRS を全面適用）を行うべきとの議論もみられる。連単分離を採用するのであれば、上記の問題が発生すると思われる個別財務諸表において、連結財務諸表と同様に当該取扱いを採用するのは合理的ではないと考える。コンバージェンスの観点から、会計上は上記の取扱いとすることが避けられないとしても、個別の課税所得計算上は別途手当てがなされるべきである。	コメントを踏まえたその後の審議により、個別財務諸表上の取扱いは変更しないこととした（企業結合会計基準第 90 項から第 92 項）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	連結会計基準案第 61 項は、個別財務諸表においても支配獲得会社の被支配会社の投資について、支配獲得日の時価と取引ごとの原価の合計額との差額を損益として計上することを要請している。しかし、個別財務諸表の問題は、会計基準のコンバージェンスとは区分して考える問題であり、このような会計処理を認めることは、取得原価の意義を大きく変更することになり、問題である。また、事業分離等基準案第 18－2 項（事業分離前に分離元企業が分離先企業の株式をその他有価証券として有していたときに、分離先企業が事業分離により分離元企業の子会社となる場合）についても、連結会計基準案第 61 項と同様の問題が生ずる。なお、会計基準の問題とはいえないかもしれないが、個別財務諸表においてその他有価証券を支配獲得日の時価で評価するとした場合、時価と取引ごとの原価の合計額との差額の税務上の取扱いも実務上重要な問題となるので、もしこのような会計基準を導入するのであれば、この点について税務当局との意見交換を充分すべきである。 段階取得の会計処理に関し、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（H19.12.27）におけるコメントにも記載の通り、日本における企業集団の形成は欧米とは異なり段階的な株式取得によるケースが多く見られる。10%程度の投資会社が、段階取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものであり、企業経営の実態を適切に反映したものとは言い難い。会計基準の国際的なコンバージェンスを進める観点から、連結財務諸表上は、損益処理することを許容せざるを得ないが、個別財務諸表についても同様の会計処理を求めることは不要であると考ええる。現在でも、連結では持分法を適用し、個別では取得原価で所有株式の評価を行うなど、企業グループを巡る会計処理に連結と個別で差異が生じることはあり得る。また、個別財務諸表の存在意義には、剰余金の分配可能額算定や税務上の所得計算の基礎という目的があると考えられるが、段階取得	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	により損益認識することは、これまでの損益・所得概念を大きく変えるものであり、それらの妥当性に疑問を生じさせることとなる。	
	税務上の取り扱いが不明確な現状においては、個別財務諸表への適用については慎重であるべき。仮に、個別と連結の会計処理を一致させる場合は、担税力の観点から、当該損益について税務上益金不算入又は損金不算入となるよう配慮願いたい。	
	連結財務諸表については改訂基準案通りの処理を採用し、個別財務諸表については現行処理を継続する選択肢もあるのではないかと。支配の獲得という事実がその投資の実態あるいは本質を大きく変えるものとの考えから、支配獲得時において、過去に取得した分も含め投資の再評価を行い、時価評価差額については一時に損益計上することは、資産の価額は当該資産の取得原価を基礎とする取得原価主義会計の考えを大きく変えるものである。従来の取得原価主義会計から乖離した当該処理は、利害調整機能も有した個別財務諸表にまで適用する必要性はないのではないかと。支配獲得時に被取得企業の時価をもって測定することは、被取得企業の超過収益力をより適切に反映することにつながると考えられるが、このような超過収益力は、情報提供機能がメインである連結財務諸表において、企業集団の情報として開示されれば十分である。	
	個別財務諸表上、子会社株式の先行取得部分について、支配獲得時の時価と先行取得分の原価との差額を損益処理することに反対である。個別財務諸表上、当該差額を当期純損益計算に含め、処分可能利益とすることは子会社株式を売却する予定がなく支配獲得目的で投資した経済実態と整合していないと考えられる。個別財務諸表上は、企業結合会計基準案第 25 項、適用指針案第 46 項を適用せず、連結財務諸表上のみ適用することが適当である。なお、個別財務諸表上も、子会社株式の先行取得部分について、支配獲得時の時価と先行取得分の原価との差額を損益処理するのであれば、少なくとも子会社株式及び関連会社株式について、	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	個別財務諸表上、持分法を適用し、投資の経済実態を反映すべきではないかと考える。 個別財務諸表においても支配獲得時に時価評価を行う案については、この評価損益に関する法人税法上の取扱いについて十分な事前調整が必要不可欠である。会計基準の変更に伴い日本企業の組織再編に関わる課税関係が変更される可能性があるとするれば、それは看過できない問題である。仮に、国際会計基準とのコンバージェンスを推進することを優先するとの判断をする場合にも、連結財務諸表上のみで対応することでその目的は達成されるはずであり、個別財務諸表における時価評価は、理論面のみならず企業経営への影響の観点からも到底容認されるものではない。国際会計基準とのコンバージェンスの名の下に、日本基準を一方的に既存の国際会計基準に合わせていく現状プロセスには問題が多い。我が国としての会計基準に関する基本的考え方を踏まえて、個々の国際会計基準の検討に当たっても明確な意見を発信し反映することに全力を傾注する一方、国際会計基準導入に際しての制度的枠組みについても、「連単分離、連結のみ国際会計基準を選択適用」等の方向性を明確に打ち出し、その上で制度設計・会計基準検討を図っていくことが必要である。本件についても、こうした認識に基づき、少なくとも日本基準における個別財務諸表においては従来の取得原価主義による会計を維持すべきである。 個別財務諸表に対しても、段階取得における会計処理を適用することは、現在の我が国の会計慣行にない考え方であることから、分配可能額の算定や法人税の計算に大きな影響を与えることになる。したがって、この問題は慎重に検討を行う必要があると考える。	
7) 一連の取引を分割することによる恣意性	被取得企業が関連会社であった場合には、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって取得原価とすることになっているが、一連の取引を分割することに恣意的な損益認識が可能となるケースも想定されるので、それを防止する規定が必要ではないかと考える。	複数の取引が１つの企業結合を構成している場合には、それらは一体として取り扱うこととされている（企業結合会計基準第５項）。

論点の項目	コメントの概要			コメントへの対応
8) のれんの算定へ及ぼす影響	今回の会計処理の改正により、取得原価と取引ごとの原価の合計額を損益として計上した場合に影響を受けるのは、のれんの額である（下表参照）。このため、正ののれんが生ずる企業結合において、取得原価が取引ごとの原価の合計額を上回り利益が計上されると、当該利益の額に相当する額だけのれんの額が大きくなり、将来における償却負担を増加させることになり、このような会計処理に対しては、損益計算の観点から問題があるのではないかとの意見もあった。			コメントのような意見（利益計上分だけのれんが大きくなり、将来における償却負担を増加させる）は投資の継続とみる見方であるが、国際的には支配獲得時においていったん投資が清算するものと考えられている。改正では、連結上、国際的な会計基準と同様の取扱いとしたものである。
		正ののれんが生ずる場合	負ののれんが生ずる場合	
	取得原価＞取引ごとの原価の合計	・ 差額＝利益 ・ 正ののれんの額が大きくなる	・ 差額＝利益 ・ 負ののれんの額が小さくなる	
	取得原価＜取引ごとの原価の合計	・ 差額＝損失 ・ 正ののれんの額が小さくなる	・ 差額＝損失 ・ 負ののれんの額が大きくなる	
	なお、連結会計基準案第 23 項（1）も企業結合会計基準案第 23 項と同様に、支配獲得会社（親会社）の被支配会社（子会社）に対する投資の金額を支配獲得日の時価により算定するものとしており、その結果、その時価と取引ごとの原価の合計額との差額は、個別財務諸表及び連結財務諸表において、損益として処理するものとしている（連結会計基準案第 61 項）ので、企業結合会計基準案と同様の問題がある。			
9) 損益の表示方法について	段階取得における会計処理の結果生じる損益について、経常損益に区分するのか、特別損益とするのか表示方法についても明記願いたい。			適用指針第 305-2 項に記載のとおり、原則として特別損益となる。
	事業分離等基準案第 18-2 項（1）、24 項（1）について、当期損益で認識する場合の勘定科目について、この損益は「移転損益」ではないと考えられるが、第 27 項（開示について）に記			

審議事項（１）－３

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	載がある「移転損益」に準じて、特別損益で計上するのか明確にして戴きたい。特に、売買目的有価証券も含むとされており、売買目的有価証券であった場合には営業外損益とすることも考えられるので明確にして戴きたい。	
10) 税効果会計について	個別財務諸表で損益処理される部分についての税効果の取扱いが設例４では「考慮しない」とされて示されているが、実務上は影響があることから、適用指針案第 71 項に追加して記載願いたい。	個別財務諸表では、従来通り、段階取得に係る損益は計上されないこととなる。なお、連結財務諸表における税効果会計の取扱いについては、今後、必要に応じて「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」等にて対応されることも考えられる。
11) 金融商品会計基準について	直接的には有価証券の処理となることから、「金融商品に関する会計基準」においても関連箇所の見直しを検討願いたい。	個別財務諸表では、従来通り、段階取得に係る損益は計上されないこととなる。

以 上